

当院が先進医療実施施設に認定されました。

当院は、2019年9月より厚労省が定める先進医療「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」の認定施設として認められ、多焦点眼内レンズを用いた白内障手術において、術前術後の診察・検査・薬代が保険適用となります。従来に比べ患者様の経済的負担を軽減することができ、より患者様のニーズにお応えしながら手術の選択肢を広げることができればと考えております。生命保険の先進医療特約につきましては、患者様ご自身で生命保険会社の契約内容をご確認下さい。

先進医療とは、一般の保険診療で認められている医療の水準を超えた最新の先進技術として、厚生労働省が認めた医療機関のみが実施できる医療技術のことです。先進医療は、国民の安全を守り、患者負担の軽減を図りつつ、医療の選択肢を拡げるために、保険診療との併用が認められています。これにより先進医療に係る費用として、手術や眼内レンズ代は全額患者様の自己負担となりますが、それ以外の手術当日の薬代および手術前後の診察・検査・薬代の費用は保険診療で行えるようになります。